

②①農山漁村振興交付金（国庫） （地域資源活用価値創出対策）

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらにかかる研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

1 事業の内容

（1）地域資源活用価値創出推進支援事業（ソフト事業）

対象者：農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム

補助対象：①新商品開発・販路開拓の実施

②直売所の売上向上に向けた多様な取組

③多様な地域資源を新分野で活用する取組

④多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進

調査・検討費（人件費、調査旅費）、新商品等開発費（新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等）、実需者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、通信費、消耗品費等

※上記の①～④のメニューごとに補助対象は異なる。

採択基準：①事業を行う場所が農山漁村であること

②事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会を設置し、市町村戦略を定めていること

③事業実施主体が市町村等以外である場合は、事業実施主体を含む3者以上であって、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者が連携するネットワークを構築する又は構築することが確実であること

交付率：補助対象の①～③は1／2以内（上限500万円）

補助対象の④は定額（上限500万円）

(2) 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）（ハード事業）

対象者：農林漁業者団体^{※1}、中小企業者^{※2}

※1 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

※2 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

補助対象：①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設
②再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備

採択基準：①交付対象事業の受益者は、農林漁業者が3名以上となること
②様々な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること
③費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上あること
④農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを活用した取組の点検を実施していること
⑤農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が目標年度までに50パーセント以上の生産を行うこと。
⑥農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。等

交付率：3/10以内または1/2以内^{※3}、**交付金上限額：**原則1億円

※3 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や地域資源活用価値創出に係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

2 事業手順

原則として、事業実施年度の前年度4月頃に市町村に事業要望調査を実施し、事前協議の上、事業実施年度に事業採択の可否を決定する。また、整備事業は原則事業実施年度の前年度の2月末までに六次産業化・地産地消法又は農商工等連携法の認定を受ける必要がある。

○問合せ先

千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（アグリビジネス支援班）

043-223-2963

②農業経営多角化支援事業（県単）

農業者が経営多角化による所得向上を図るため、農業者や商工業者等と連携する経営多角化の取組について、必要となる加工機械施設等の整備を県と市町村が連携して支援します。

事業予算：8,000千円（県費）

実施主体：六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けている又は農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領で定める経営改善戦略を作成した認定農業者及び認定農業者を含む団体等

補助対象：加工・流通・販売等について新たな取組及び販売拡大を行う場合に必要となる機械・施設等の整備に要する経費

補助率：1/3以内
ただし、市町村が1/6以上を補助する場合に限る（合計1/2の補助）

補助上限：3,000千円

採択要件：①農業者、農地所有適格法人及び農業者が組織する団体等であること。

②交付決定の時点で有効な六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けていること。もしくは、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領^{※1}で定める経営改善戦略を作成していること。

③経営改善計画の認定を受けていること（認定農業者）。

※1 実施要領別記2-2第1の3に定める経営改善戦略のうち、千葉県地域資源活用・地域連携サポートセンターの支援を受けて作成したものに限る

主な実績：もち（製造機、自動カッター、シール機等）、揚げ煎餅（乾燥庫、フライヤー等）、トマトジャム・ゼリー（ミキサー、冷凍庫、シンク等）、キムチ（カップシール機、食品注入機、冷蔵庫付きテーブル等）

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（アグリビジネス支援班）
043-223-2963

②③大区画化等加速化支援事業（国庫）

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、担い手等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援する。

事業実施主体：市町村、農業者団体、農業者等

主な事業内容

[補助対象及び補助率]

(1) ハード事業：定額

1) 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額※で支援。

(工種) 農用地の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備、畑作転換工、病害虫対策

※定額助成単価は、工種及び施工条件に応じて複数設定があり、それぞれについて

- 1) 事業後に担い手に集約化される場合は、助成単価を1.2倍に引き上げを行う。
- 2) 本事業の「農用地の区画拡大」を実施する農用地であって、事業後に1枚1ha以上の農用地になるものは、助成単価を1.32倍に引き上げを行う。

(2) ソフト事業：定額

1) 権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動に要する経費を定額（1地区1年度当たり300万円）で支援。

[補助要件]

(1) ハード事業

1) 地区内のいずれかの農用地において「農用地の区画拡大」を行うこと。

2) 実施区域が農振農用地区域のうち、地域計画の策定区域内であること。

ただし、生産緑地地区等については上記に該当しない場合でも実施可能。

※事業の対象となる農地は大区画化推進協議会の会員である市町村内に存すること。

(2) ソフト事業

1) 地区において「農用地の区画拡大」が行われることが確実と見込まれること。

2) 実施区域がハード事業の受益地内であること。

○問合せ先

最寄りの市町村、各農業事務所 指導管理課 もしくは、
千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（農地集積推進室）

043-223-2862

千葉県大区画化等推進協議会

043-241-7729

㊸農山漁村振興交付金（国庫） （最適土地利用総合対策のうち最適土地利用総合事業）

中山間地域等における、地域の実情に即した農用地保全に必要な、地域ぐるみの話し合いに基づく最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、粗放的な土地利用等を総合的に支援。

事業実施主体：県、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

主な事業内容

[補助対象及び補助率]

（１）ソフト：定額

- ・土地利用構想の概定、実証事業、土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、省力化機械の導入：交付額上限…助成単価（年標準額 1,000 万円）に当該支援の事業年数を乗じた額
- ・粗放的利用体制整備のうち
放牧や蜜源・緑肥作物等の管理経費等：交付額上限各年度 10,000 円/10a
緩衝帯整備やビオトープ、計画的な植林の管理経費等
：交付額上限各年度 5,000 円/10a
- ・農用地保全等推進員の措置：交付額上限 250 万円/年

（２）ハード：定率（55%以内）、交付額上限…助成単価（年標準額 2,000 万円）に当該支援の事業年数を乗じた額

- ・放牧に関する整備
- ・蜜源作物等の作付け等に関する整備（刈払、耕起、土壌改良等）
- ・農用地保全のための基盤整備（農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等）
- ・農用地保全のための農業環境整備（トイレ、農業用ハウス等）

[補助要件]

- （１）市町村、農業者、地域住民が参画すること
- （２）原則として、中山間地域等における複数集落を対象とし、都道府県がその対象を選定すること
- （３）地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から３年以内に策定すること
- （４）農用地の粗放的利用の取組を１つ以上行うこと
- （５）農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと
- （６）５年間以上粗放的利用又は耕作を実施すること（水稻を除く。）
- （７）営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定または策定の見込みがあること

○問合せ先

最寄りの市町村、各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（農地集積推進室）
043-223-2862

㊸農山漁村振興交付金（国庫） （最適土地利用総合対策のうち荒廃農地再生支援事業）

荒廃農地は病害虫の発生や荒廃農地を住处とする有害鳥獣による被害等、周辺農地に悪影響を与えることや、担い手等への農地の集積・集約の妨げになること等が懸念されるため、こうした荒廃農地を再生利用により解消するための取組を支援する。

事業実施主体：市町村、事業対象農地を耕作の用に供する者又は所有者

主な事業内容

[補助対象及び補助率]

交付率：事業費の1/2（一部定額）

- (1) 荒廃農地再生等整備
刈払・伐根、集積・運搬、除礫、耕起・整地、土壌改良（32,000円/10a）、
支障物撤去
- (2) 簡易基盤整備
農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土（25,000円/10aに整備面積を乗じて
得た金額を助成する）、区画整理、農地等整備

[対象農地]

- (1) 地域計画の範囲に含まれていない再生利用が可能な荒廃農地及び当該農地と一体的に整備する必要のある地域計画外農地等
- (2) 地域計画の範囲内の農地においては、再生利用が可能な荒廃農地のうち、荒廃化が進みそのまま放置すれば数年のうちに再生利用が困難となるような農地（農地法運用通知第3の1の（3）のアの（ウ）のbに相当する農地。）及び当該農地と一体的に整備する必要のある地域計画内農地等

[補助要件]

- (1) 事業費が200万円未満であること。
- (2) 本事業で整備した農地等は地域の合意形成により5年間以上耕作することが確実にあること。
- (3) 本事業で整備した農地等が地域計画外の農地の場合、事業完了年度の翌年度末までに、地域計画に位置付けられるようにすること。
- (4) 事業対象農地が、貸借権・使用貸借権の設定・移転後若しくは所有権の移転後、原則1年以内の農地又はこれらの権利移転等が確実な農地であること。
- (5) 事業対象農地を耕作する者は、地域の合意形成により事業対象農地を耕作することとされた者であること。

○問合せ先

最寄りの市町村、各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（農地集積推進室）
043-223-2862

②6 経営所得安定対策等

主食用以外の米（飼料用米・米粉用米・新市場開拓用米等）、麦、大豆、野菜などを栽培する取組に対して、国から農業者へ直接交付金が交付されます。

経営所得安定対策では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減収額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

さらに、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の戦略作物の本作化を進めるとともに地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、産地と実需者の連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による畑作物の本作化を推進する水田活用の直接支払交付金を措置しています。

事業手順：当該年度の6月30日までに交付申請書・営農計画書を市町村農業再生協議会等へ提出

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

麦、大豆、そば、なたねを対象として、生産量と品質に応じた数量払を基本として助成されます。なお、営農を継続するために必要最低限の額が面積払として当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いされます。

対象者：認定農業者、集落営農^{※1}、認定新規就農者

※1：集落営農を対象とする場合は、「組織の定款又は規約が定められていること」、「対象作物の共同販売経理を行っていること」、「地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること」が要件となります。

数量払に係る交付単価（平均単価）

令和8年産より交付単価が変更されました。

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者	免税事業者
小麦	5,590 円/60kg	6,000 円/60kg
六条大麦	5,710 円/50kg	6,110 円/50kg
はだか麦	8,330 円/60kg	8,850 円/60kg
大豆	10,340 円/60kg	10,910 円/60kg
そば	15,930 円/45kg	16,730 円/45kg
なたね	6,410 円/60kg	6,820 円/60kg

※ 実際の交付単価は、品質（農産物検査結果等）によって増減します。

面積払に係る交付単価(数量払の内数)20,000 円/10a(そばは 13,000 円/10a)

交付時期：当該年8月～翌年5月頃

2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米（加工用米及び新規需要米は除く）・麦・大豆等を対象に、当年産の販売収入額（対象品目別の合算相殺）が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされます。

補てんの財源は、農業者と国が1：3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要になります。

なお、積立金は20%の収入減少に備えた額が上限になり、掛け捨てではありません。

対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（収入保険との重複加入は、できません）

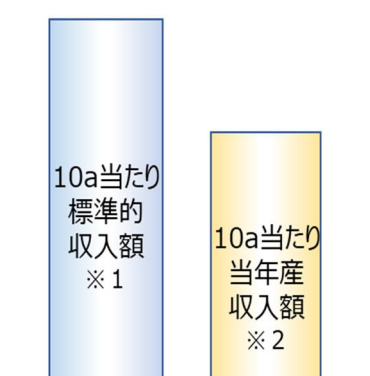
対象品目：米、麦、大豆（種子用米・種子用麦・種子用大豆、ビール麦、黒大豆を除く）

要件：ナラシ対策の対象農産物である米（主食用）については、事前に集出荷業者と出荷契約を結んだもの等により生産、出荷・販売したものが補てんの対象となります。

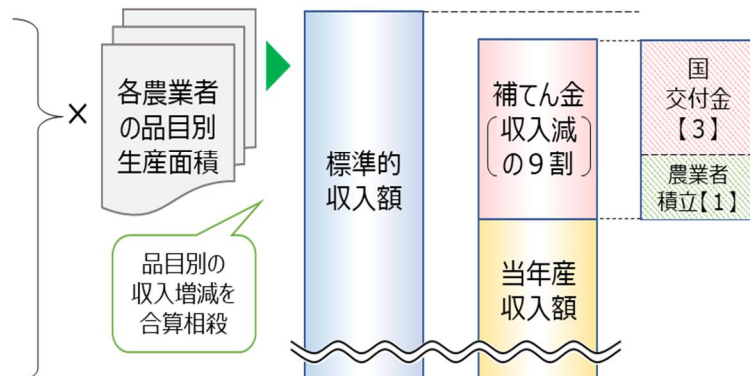
補てん額：（標準的収入額－当年産収入額）×0.9－共済金相当額※2

※2：共済金相当額＝（標準単収×0.9－当年の実単収）×数量当たり価額×当年産面積
（共済金相当額は作物ごとに算出）

地域・品目別の計算



農業者別の計算



令和8年度 経営所得安定対策等の概要（農林水産省）より引用

申請期限：加入申請 6月30日まで／積立金納付 8月31日まで
米については、生産年翌年の3月31日までの主食用米の出荷販売実績を記載した書類を翌年4月30日までに提出。

交付時期：生産年の翌年6月頃

3 水田活用の直接支払交付金

水田で食料自給率・自給力向上に資する麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米等の生産をする農業者を支援します。

対象者：交付対象水田で販売目的の作物を生産する販売農家・集落営農
交付時期の目安：当該年度10月～翌年3月頃

(1) 戦略作物助成

水田で、麦・大豆、飼料用米・米粉用米等の戦略作物を生産する農業者に支援します。

交付単価：麦、大豆、飼料作物	35,000 円/10a ^{※1}
加工用米	20,000 円/10a
WCS用稲	80,000 円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000 円～105,000 円/10a ^{※2}

※1 多年生牧草について、当年産において収穫のみを行う年は 10,000 円/10a

※2 飼料用米の一般品種について令和 8 年度は、収量に応じて 55,000～75,000 円/10a

要件：実需者等と契約等を行った上でWCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米は国に取組計画書を提出し受理され出荷・販売すること

※上記米穀を主食用に出荷・販売した事実が判明した場合、捨てづくりと判断された場合は交付対象となりません

(2) 産地交付金

千葉県が作成した「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。(水田での取組が対象)

国が単価を設定する取組	配分単価
・そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付	20,000 円/10a
・新市場開拓用米の複数年契約 [※] (3 年以上の新規契約が対象)	
※ コメ新市場開拓促進事業で採択された者が対象	10,000 円/10a

また、国が県へ資金枠を配分する範囲内で「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向け、県が助成内容(対象作物・単価等)を設定する取組について支援します。

(産地交付金の詳細については、千葉県農林水産部生産振興課水田農業対策室にお問い合わせください)

(3) 都道府県連携型助成

県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、県の支援単価と同額(上限：5,000 円/10a)で国が追加的に支援します。

(4) 畑地化促進事業等(畑地化促進助成及び令和 7 年度補正予算と併せて)

水田を畑地化し高収益作物やその他の畑作物の定着を図る取組を支援します。

① 畑地化支援(交付対象水田から除外する取組。令和 8 年度における取組が対象)

・ 70,000 円/10a

② 定着促進支援（①とセット）

- ・ 20,000 円（30,000 円※）/10a×5 年間） または
100,000 円（150,000 円※）/10a（一括）※加工・業務用野菜等の場合

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（10,000 円/10a）畑地化促進助成で支援

- ・ 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

（5）畑作物産地形成促進事業（令和7年度補正予算）

産地・実需協働プランに参画する生産者が、対象作物を実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に取組面積に応じて支援します。

- ・ 対象作物：麦、大豆、高収益作物(加工・業務用野菜等)、子実用とうもろこし
- ・ 支援単価：40,000 円/10a※（加算措置は終了）

※ 本対策の対象面積は、戦略作物助成の対象面積から除外

（6）コメ新市場開拓等促進事業

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に取組面積に応じて支援します。

対象作物	支援単価
新市場開拓用米（輸出用等）	40,000 円/10a ^{※1, ※2}
加工用米	30,000 円/10a ^{※1, ※2}
米粉用米	90,000 円/10a ^{※1, ※2}
酒造好適米	取組年数に応じ最大 30,000 円/10a

※1 多収品種を作付けの場合、5,000 円/10a を加算

※2 本対策の対象となった面積は、戦略作物助成及び産地交付金の追加配分(新市場開拓米)の対象面積から除外

○問合せ先

関東農政局 千葉県拠点 地方参事官室（経営所得安定対策班）

043-224-5617

もしくは、千葉県 農林水産部 生産振興課（水田農業対策室）

043-223-2883

㉗ J A 交付金等つなぎ資金

国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等について、交付金等交付までの短期のつなぎ資金を提供可能な融資となります。

1. 対象者：農業を営んでいるまたは農業に従事している J A の組合員
 2. 資金用途：国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等（※1）受領までのつなぎ資金
※1 各種交付金等とは以下の4種類が対象となります。
①畑作物の直接支払交付金 ②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金
③水田活用の直接支払交付金 ④高収益作物次期作支援交付金
 3. 限度金額：支払われる交付金等相当額のうち、J A 口座に入金される金額の範囲内となります。
 4. 貸付期間：1年以内
 5. 貸付利率：J A 所定の利率
本融資については、J A バンク 利子補給制度による利子補給を受けられます（令和8年4月～令和8年12月末の利子補給率：最大年1.0%の予定（令和8年4月現在）※2）。
※2 令和9年1月以降の利子補給率は別途改定となり、その後6ヶ月ごとに利子補給率の改定を予定しています。適用となる利子補給率は融資実行日時点の利子補給率となりますので、詳細は最寄りの J A にお問い合わせください。
 6. 担保：原則不要
 7. 保証：原則不要
- 留意事項
交付金の償還専用口座への入金指定が必要です。
一部の J A では、本資金を取扱っていないケースがございますので、条件等も含めて、詳しくは最寄りの J A へご確認ください。
- 問合せ先
最寄りの J A

⑳ 農業経営基盤強化準備金制度

農業者が経営所得安定策等の交付金を農業経営改善計画に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人の場合は必要経費（法人の場合は損金）に算入できます。

なお、準備金として認められる額は、積み立てようとする金額とその年（事業年度）の事業所得（所得）のいずれか少ない方の金額になります。

さらに、農業経営改善計画等に従い、取り崩した準備金や受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳（※1）できます。

対象者：認定農業者、認定新規就農者

要件：農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていること（位置づけられているか分からない場合は、経営農地が存在する市町村に確認してください。）。

原則、複式簿記により記帳（※2）し、青色申告により確定申告すること。

取得する農業用固定資産等が農業経営改善計画書に記載されていること。

制度適用前に関東農政局千葉県拠点へ証明申請書の申請手続きが必要。

注意：交付金等を積み立てない場合や積み立てた翌年（度）から起算して5年経過した準備金は総収入金額（法人の場合は、益金）に算入され、課税対象になります。（例えば、R2年に積み立てた準備金は、R8年に5年経過し、R8年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。）

※1 圧縮記帳

交付金や補助金は、益金として課税対象となりますが、受け取った年に一度に課税されると、額によっては、多額の税金が発生します。このようなことを防ぐために、取り崩した準備金や交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価格を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法。圧縮したことにより、交付金等を受けた年度の課税額が少なくなります。逆に、毎年計上できる減価償却費の額は減少する。

つまり、一時的に課税される額が減価償却期間内に「薄く」課税される形になります。いわゆる課税の繰り延べの効果と言われ、長い目で見ると額は変わりません。

※2 複式簿記による記帳

複式簿記による記帳が原則であるが、個人の場合、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて、簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

○問合せ先

関東農政局 千葉県拠点 地方参事官室（経営所得安定対策班）

043-224-5617

②9 飼料用米等生産支援事業（県単）

新規需要米等の生産及び団地化等の取組に対して支援し、稲作農家の経営安定及び食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 飼料用米等生産支援事業

(1) 定着支援型

継続して取り組む飼料用米等の作付面積に応じて助成します。

対象者：農業者、営農集団、農地所有適格法人等

対象作物	助成単価
飼料用米（多収品種）、米粉用米、WCS用稲	3,000 円/10a
飼料用米（主食用品種）	1,500 円/10a

(2) 拡大支援型

前年度の作付けと比べて、新たに転換した面積に応じて助成します。

対象者：農業者、営農集団、農地所有適格法人等

対象作物	助成単価
新たに転換する作物（飼料用米（多収品種）、米粉用米、酒造好適米、WCS用稲、麦、大豆、野菜等）	5,000 円/10a

※都道府県連携型助成（国）と併せて 10,000 円/10a となります。（酒造好適米を除く）

※飼料用米（主食用品種）は対象外です。

2 担い手水田利活用高度化対策事業

集団転作や規模拡大による生産コストの削減を推進するため、5ha以上の団地化により主食用米から麦・大豆等へ転換する取組に対して助成します。

対象者：認定農業者、認定新規就農者、営農集団、農地所有適格法人等

対象作物	取組内容	助成単価
麦 大豆 飼料用米(多収品種)、 WCS用稲、野菜等	ブロックローテーション型	11,000 円/10a
	固定団地型	4,000 円/10a

※飼料用米（多収品種）及びWCS用稲は固定団地型のみ対象です。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 生産振興課（水田農業対策室）

043-223-2891

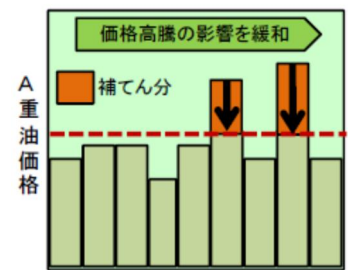
③⑩施設園芸等燃料価格高騰対策（国庫）

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため、燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制に計画的に取り組む産地に対し、セーフティネットの構築を支援します。

支援対象者：野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む農業者で、事業参加者が3戸以上又は農業従事者が5名以上いる下記の団体
 農業者の組織する団体、JA、JA連合会、農事組合法人、
 農地所有適格法人、特定農業団体

補助対象：施設園芸セーフティネット構築事業

- ・燃料の価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、補てん金が支払われる
 （対象油種はA重油、灯油、LPガス及びLNG）
 （補てん対象数量は当該月購入数量の70%）
- ・ただし、当該月の燃料価格が対前年加温期間平均価格より11%以上高騰した場合、又は当該月の平均気温が平年値を下回った場合、補てん対象数量を引き上げて補填金が支払われる



施設園芸セーフティネットのイメージ
 (※A重油の例)

主要要件：団体で「省エネルギー等対策推進計画」を策定すること
 （目標年度までに温室の燃料使用量を現在の使用量から15%以上削減）

補助率：施設園芸セーフティネット構築事業

1/2（農業者と国が資金を造成。積立割合は農業者：国＝1：1）

事業手順：対象者（上記団体）が省エネルギー等対策推進計画を作成し、事業実施計画書等と併せ、最寄りの農業事務所を通じて事業実施者（県農業再生協議会）に申請する。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
 千葉県農業再生協議会（燃料）事務局
 千葉県 農林水産部 生産振興課（園芸振興室）
 043-223-2882